

商品概要説明書

再生可能エネルギー支援資金

J A 山口県

商品名	再生可能エネルギー支援資金
ご利用 いただける方	【個人】 ○県内に居住する J A の組合員である方。 ○お借入時の年齢が 20 歳以上で、最終返済時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○前年度税込年収が 150 万円以上（非農業者の場合、200 万円以上）ある方。 ○本ローンの借入金を当 J A から販売業者に全額振込が可能である方。 ○山口県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○信用状況に不安のない方。 ※信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞がなく、かつ山口県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○その他 J A が定める条件を満たしている方。 【法人・団体】 ○J A の組合員であり、農業を営んでいる又は農業に従事している方。 ○原則として 3 期分の決算書の提出が可能で、原則として直近決算期において繰越欠損金がないこと。 ○本ローンの借入金を当 J A から販売業者に全額振込が可能である方。 ○山口県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○その他 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○売電施設の建設及び設置に係る費用であること。 なお、太陽光発電については、出力が 10kw 以上のものを対象とする。
借入金額	○10 万円以上 5,000 万円以内（10 万円単位）とし、所要額の範囲内とします。ただし、非農業者の場合は、担保価格の範囲内または 1,000 万円以内とし、いずれか高い金額とします。
借入期間	○1 年以上 20 年以内とします。（うち据置期間 6 ヶ月以内）
借入利率	○当 J A 所定の金利といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎回の返済額（元金＋利息）が一定額となる方法）とします。 ○返済日はあらかじめ当 J A が定めた特定の日といたします。 ○一部繰上返済を行う場合は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とします。全額繰上返済は、任意の日に行えます。
担保・保証	○お借入金額が 500 万円超の場合は、土地および建物に対して第一順位の抵当権を設定し、売電施設に対しては工場抵当権の設定または譲渡担保設定契約を締結いたします。 ○山口県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。 ※お借入条件等により保証人又は担保が必要となる場合がございます。 ※「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○連帯保証人が必要となる場合には、以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認いたします。 【法人の場合】 ・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） 【法人以外の場合】 ・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方

	○「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限りします。
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 保証料率は年 0.90%です。（お借入金額が担保価格の範囲内である場合は年 0.60%） ②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 保証料率は年 1.00%です。（お借入金額が担保価格の範囲内である場合は年 0.70%）
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合（他行借換）…33,000 円 ②一部繰上返済の場合…11,000 円（ネットバンクによる一部繰上返済は無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、次の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①有担保…11,000 円 ②無担保… 1,100 円

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所または金融部（電話：083-976-6844）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083-922-0087 【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082-225-1600 【福岡県弁護士会紛争解決センター】 （北九州）電話：093-561-0360 （福岡）電話：092-791-1840 （久留米）電話：0942-30-0144 【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03-3581-0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3595-8588 【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3581-2249 【民間総合調停センター】 （大阪府）（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	○お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

(2025 年 9 月 13 日現在)